

行橋市市単独補助金等整理合理化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 行橋市が単独事業として、団体又は個人に対して支出している補助金及び助成金（以下「市単独補助金等」という。）に関し、整理合理化を図るため、行橋市市単独補助金等整理合理化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の要請に応じ、次の事項を審議する。

- (1) 市単独補助金等の必要性に関すること。
- (2) 市単独補助金等の公益性に関すること。
- (3) 市単独補助金等の妥当性に関すること。
- (4) 市単独補助金等の縮小、廃止及び見直しに関すること。
- (5) 新規市単独補助金等の審議に関すること。
- (6) その他委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次の職にある者をもってこれに充てる。

副市長

総務部長

総務部参事

総務課長

財政課長

総合政策課長

2 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

(委員会の総理)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて市長に報告するものとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要のつど委員長が開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において必要と認めた場合は、委員以外の出席を求めることができる。

(手続)

第6条 新規の市単独補助金等の交付申請がなされた場合は、その案件の要旨を記載のうえ必要書類を添付し、委員長に提出しなければならない。

- 2 現に事業化している市単独補助金等において、事業内容又は補助金額の変更申請がなされた場合は、前項の規定に準じるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策課において行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱で定めのない事項は、委員会において定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。